令和7年度 一般財団法人山口県厳島会

県民活動支援事業助成金

募 集 案 内

当財団は、助成金の交付により、県民活動団体のみなさんの自主的・主体的な活動を支援しています。 対象者は、新たな立ち上げ団体に加え、<u>従前から活動している団体も下記の条件に該当する場合には</u> 対象とないます。 また、助成金は、2年間継続して受けることができます。

1 助成対象団体

山口県内に事務所を置き、山口県内において組織的・継続的に県民活動(NPO 活動やボランティア活動など)を行う<mark>令和4年度以降</mark>に新たに立ち上げた団体、これから新たに立ち上げる団体、従前から活動している団体

【注】対象とならない団体:宗教活動や政治活動を主な目的とする団体、営利目的の団体

2 助成対象となる活動

団体の設立時期	助成対象の活動内容
〇 <mark>令和4年度</mark> 以降に新たに立ち上げた団体	〇新たに行う活動
〇これから立ち上げる団体	
〇従前から活動している団体	○新たな分野の活動 ○緊急の社会的課題に対して新たに取り組む活動

〈活動の分野の例〉

社会福祉、環境保全、スポーツ・文化、青少年の健全育成、まちづくり、地域の安心・安全など。 【注】対象とならない活動 : 宗教活動、政治活動、営利活動、学校教育の一環の活動など

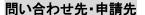
3 助成事業の内容

(1) 助成金額 1年目:10万円以内、2年目:5万円以内

(2) 助 成 率 助成対象経費の2分の1以内

(3) 助成件数 1年目:5件程度、2年目:助成継続が適切な事業

- 4 募集期間 3月1日(土)から 5月31日(土)まで(当日消印有効) ※助成団体決定後、予算状況により追加募集をすることがあります。
- 5 応募方法 所定の交付申請書を提出してください。 交付要綱、申請書等はホームページからダウンロードできます。
- 6 採択時期 7月に採択の審査を行い、その結果を通知します。



一般財団法人山口県厳島会

〒753-8501 山口市滝町1−1 山口県庁 山口県政資料館内
TEL(083) 933-2267 FAX(083) 932-6858 E-Mail ∕ info @ yamaguchiitsukushimakai.or.jp

ホームページ/http://www.yamaguchiitsukushimakai.or.jp/

山口県厳島会





助成対象経費

基本的な取扱いは次のとおりです。特別な事情がある場合には、個別にご相談ください。

経費区分	助成対象となる経費
①謝金	外部の講師、指導者、出演者等への謝礼(謝金の上限は一人当たり 10 万円)
②旅費	ア 外部の講師、指導者、出演者等への交通費実費及び宿泊費
	a 公共交通機関利用の場合:実費計算(グリーン車等特別料金は対象外)
	b 自家用車利用の場合:1km当たり30円として積算
	c 宿泊費の上限:9,800円(夕食・朝食代を含む)
	イ 団体の役員、スタッフ等の交通費で、県民を対象とした個々の活動の実
	施に直接関わるもの
	上記アのa、bを適用する。
③消耗品費	事業にかかる事務用品(用紙、文具、封筒、インクカートリッジ等)、材料代
④印刷製本費	事業にかかる資料・チラシ・ポスター等の印刷、看板・横断幕・パネル等の制
	作、広告掲載料等
	※広告掲載料:全体経費の20%未満が対象
⑤備品費	事業の執行に必要な機器・工具等の購入費
	※10 万円以下の物品が対象
	※助成後同一事業を5年以上行い、当該事業で使用する場合に限る
	※汎用品としてのOA機器は対象外(パソコン、タブレット、コピー機、プリ
	ンター、デジカメ、プロジェクター等の機材)
⑥通信運搬費	切手・はがきの購入、メール便・宅配料等の送料、美術品や楽器・道具等の運
	搬費
⑦会議費	外部の講師、指導者、出演者等への昼食代(1,100円以内)、お茶代
	※懇親会、接待、打ち上げ等の経費は対象外
⑧使用料・賃借	会場使用料や冷暖房費、付帯設備使用料(マイク等の備品)、器具・楽器・衣
料	装等の借料、著作権使用料、作品借り上げ料等
	※団体メンバーが所有する施設等の使用料は基本的に対象外(一般向けに料
	金が設定されており正規の領収書を発行できる場合は対象可)
9食糧費	茶話会の開催事業等、活動に直接必要な経費に限る
⑩事務所の維	助成金交付要綱第4条(1)に規定する団体であって、その経費の必要性や金額
持運営費	が、助成対象事業以外の用途と明確に区別できる経費に限る
⑪その他の事	○設営費・舞台費 会場設営・撤去費、照明費、音響費、大道具費、小道具費、
業費	衣装費、調律料、舞台監督料、演出料、監修料、脚本料、デザイン料、作曲
	料、作詞料、楽譜制作料等
	※役員やスタッフに対して支払うものは対象外
	○各種保険料や振込手数料等、上記以外の経費で理事長が必要と認める経費

- ※次の経費については原則として助成の対象となりません。
 - ○団体内部の者(役員やスタッフ)に支払う経費(上記②のイを除く)
 - ○事務所の維持等団体の管理運営費(上記⑩を除く)や、他団体への助成金・寄付金等、助成対象事業の実施に直接つながらない経費
 - ○懇親会、接待、打ち上げ等の経費・食糧費(上記⑦⑨を参照のこと)
 - ○土地、建物、設備、その他の固定資産の取得又は整備に要する経費